



# 宮崎県公報

平成19年2月22日(木曜日) 第1856号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告示

○有害図書類の指定……………(青少年参画課)	1
○有害興行の指定……………( “ )	2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(10件)……………(水産政策課)	2
○道路の区域の変更……………(道路保全課)	4
○道路の供用の開始……………( “ )	5
○廃皮敷地等の公示……………(河川課)	5
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部改正(2件)(都市計画課)	5

### 公告

○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課)	6
○土地改良区の役員の就任の届出……………( “ )	6
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定……………( “ )	6
○県営土地改良事業計画の変更……………( “ )	6
○都市計画の決定図書の写しの縦覧……………(都市計画課)	7
<b>内水面漁場管理委員会指示</b>	
○漁業法に基づく指示……………	7
<b>正誤</b>	
○平成18年11月24日付け県公報(第1831号)中……………	9
○平成19年2月15日付け県公報(第1854号)中……………	9

## 告示

### 宮崎県告示第140号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題名	発行所名	指定年月日
18年-33	書籍	REAL Snake リアル・スネーク (2007年3月5日発行)	富士美出版株式会社	平成19年2月13日
“ -34	“	ベストビデオ No.242 (平成19年3月1日発行)	三和出版株式会社	
“ -35	“	微熱 SUPERデラックス (2007年2月15日発行)	セブン新社	
“ -36	“	熱写ボーイ 3月号 (平成19年3月1日発行)	株式会社東京三世社	
“ -37	“	COMIC A-UN vol.130 3月号 (平成19年3月1日発行)	ヒット出版社	
“ -38	“	チョーギャオス 2007.3 VOL.37 (2007年3月1日発行)	株式会社東京三世社	
“ -39	“	め・き・ら VOL.32 2月号 (平成19年2月1日発行)	株式会社メディアソフト	
“ -40	“	デカメロン 2007 3 (2007年3月1日発行)	株式会社東京三世社	
“ -41	“	DMM DVD 2月号 (平成19年2月1日発行)	株式会社ジーオーティー	
“ -42	“	週刊大衆増刊パパラッチ 2月6日号 (平成19年2月6日発行)	株式会社双葉社	

” -43	”	ナマしてっ!! いいよ 2月号 (平成19年2月1日発行)	マイウェイ出版株式会社
” -44	”	COMICエルオー LO 2007.3月号 (2007年3月1日発行)	株式会社茜新社
” -45	”	レディスコミック スペシャルアヤ 3月号 (平成19年3月1日発行)	宙出版
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

**宮崎県告示第 141号**

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年の有害な興行として次のものを指定した。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
18年-108	映画	THEレイパー 暴行の餌食	オーピー映画	平成19年2月13日
” -109	”	婚前乱交 花嫁は牝になる	新東宝映画	
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

**宮崎県告示第 142号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市土々呂町 4 丁目4078番地 2 須田兼行 延岡市鯛名町 422番地41 本間功
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	旧土々呂漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業

**宮崎県告示第 143号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定によ

る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市方財町 124番地 有限会社日高水産 延岡市方財町 215番地15 有限会社菊原水産
加入区 の 名 称	延岡加入区
区 域	延岡漁業協同組合の地区
区 分	機船船びき網漁業

**宮崎県告示第 144号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
------------	-------------

発起人の住所及び氏名	延岡市方財町 218番地 今村清志 延岡市方財町 130番地 2 松下清
加入区 の 名 称	延岡加入区
区 域	延岡漁業協同組合の地区
区 分	小型しいらまき網等漁業及び小型はえ縄等漁業

## 宮崎県告示第 145号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 2 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町大字門川尾末9117番地 1 小林一好 東臼杵郡門川町大字加草 975番地 1 有限会社児玉水産
加入区 の 名 称	門川加入区
区 域	門川漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

## 宮崎県告示第 146号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 2 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	日向市大字幸脇 996番地21 白川静雄 日向市大字幸脇 996番地 6 姫野信之

加入区 の 名 称	日向市第二加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧日向漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業

## 宮崎県告示第 147号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 2 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	日向市大字幸脇 176番地 柄本登 日向市大字幸脇 953番地 池田武治
加入区 の 名 称	日向市第二加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧日向漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業以外のもの

## 宮崎県告示第 148号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 2 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	児湯郡都農町大字川北3776番地 3 甲斐徳秀 児湯郡都農町大字川北3716番地13 大橋一郎
加入区 の 名 称	都農町加入区
区 域	都農町漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業

**宮崎県告示第 149号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 2 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市高洲町 1 番地 2 憶第一漁業生産組合 宮崎市高洲町 2 番地 1 株式会社木花水産
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	憶浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	機船船びき網漁業

**宮崎県告示第 150号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 2 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	日南市大堂津 4 丁目20番31号 吉田春佳 日南市大堂津 4 丁目12番43号 肥田良男
加入区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 151号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定

による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 2 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成18年12月29日
発起人の住所及び氏名	南那珂郡南郷町大字中村乙4119番地 有限会社恵洋水産 南那珂郡南郷町大字中村乙4129番地34 有限会社幸徳水産
加入区 の 名 称	栄松加入区
区 域	栄松漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

**宮崎県告示第 152号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月22日から平成19年 3 月 8 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字野老ヶ八重 666番61地先から同郡同村同大字同字 666番71地先まで	旧	15.9 ~ 28.8	308.0
				新	23.8 ~ 42.1	
			東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 697番19地先から同郡同村同大字同字 697番 2 地先まで	旧	8.4 ~ 41.7	118.3
				新	17.0 ~ 58.8	118.3
			東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 739番28地先から同郡	旧	4.6 ~ 5.3	25.0
				新	7.8 ~ 8.4	25.0

		同村同大字 同字 739番 16地先まで			
--	--	----------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 153号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月22日から平成19年3月8日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字野老ヶ八重 666番61地先から同郡同村同大字同字 666番71地先まで	平成19年2月22日
			東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 697番19地先から同郡同村同大字同字 697番 2 地先まで	
			東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 739番28地先から同郡同村同大字同字 739番 16地先まで	

宮崎県告示第 154号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、宮崎県土木部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 河川の名称  
一級河川大淀川水系古城川

- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成19年2月22日
- 3 廃川敷地等の位置  
宮崎市古城町百畝町3321番 6 地先から  
宮崎市古城町松ノ木丸3430番 1 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 579.00㎡

宮崎県告示第百五十五号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等(平成五年宮崎県告示第六百三十号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成十九年二月二十二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

五 2 の表国道一〇号の項中「高鍋大橋(高鍋町大字北高鍋地内)」を「県道高鍋美々津線との交点(高鍋町大字持田字家床前)」に改め、同表国道二一八号の項の次に次のように加える。

国道二一八号(延岡市舞野町地内)	舞野インターチェンジ(延岡市舞野町地内)	延岡ジャンクション(延岡市天下町地内)	五百メートル	用途地域等を区域除く	第二種禁止地域等
------------------	----------------------	---------------------	--------	------------	----------

五 2 の表中

新須美江トンネル(延岡市須美江町地内)	延岡市川島町二九六九番地先	百メートル	用途地域等を区域除く	第二種禁止地域等
---------------------	---------------	-------	------------	----------

新須美江トンネル(延岡市須美江町地内)	延岡市川島町二九六九番地先	百メートル	用途地域等を区域除く	第二種禁止地域等
---------------------	---------------	-------	------------	----------

延岡市無籠町二丁目三三五番地四地先	国道一〇号との交点(延岡市大門町地内)	百メートル	用途地域等を区域除く	第三種禁止地域等
-------------------	---------------------	-------	------------	----------

改める。

五 3 の表県道北方北郷線の項中「二百メートル」を「百メートル」に改める。

五 5 の表小林市道瀬入王谷線の項中「三百メートル」を「百メートル」に改める。

九 の表中

国道二一一号	小林市大字堤字並松添二九七七番地四七地先	小林市大字堤字龜尾原三三三六番地一地先	百メートル	現表第四別種に定める地城規制第二種(二)下等(一)等
--------	----------------------	---------------------	-------	----------------------------

国道一〇号	県道高鍋美々津線との交点(高鍋町大字持田字家床前)	高鍋大橋(高鍋町大字持田地内)	五十メートル	現表第四別種に定める地城規制第二種(二)下等(一)等
-------	---------------------------	-----------------	--------	----------------------------

国 道 二 一 号	小 林 市 大 字 奥 字 並 松 添 二 九 七 七 番 地 四 七 地 先	小 林 市 大 字 奥 字 番 尾 原 三 二 三 六 番 地 一 地 先	百 メートル	第 二 種 規 制 地 域 等
--------------	---	---	--------	-----------------------

改める。

宮崎県告示第百五十六号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等(平成五年宮崎県告示第六百三十号)の一部を次のように改正し、平成十九年三月三十一日から施行する。

平成十九年二月二十二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

五 2 の 表 中

○ 国 道 一 号	大分県との境界	熊田隣(北川町大字川内地名内)	三百メートル	用途等区域を区域除く	第二種禁止地域等
	熊田隣(北川町大字川内地名内)	北川町大字川内(北川町大字川内地名内)	三百メートル	用途等区域を区域除く	第三種禁止地域等
	北川町大字川内(北川町大字川内地名内)	北川町大字川内(北川町大字川内地名内)	三百メートル	用途等区域を区域除く	第二種禁止地域等
	北川町大字川内(北川町大字川内地名内)	和延隣(和延町大字川内地名内)	百メートル	用途等区域を区域除く	第二種禁止地域等

○ 国 道 一 号	大分県との境界	熊田隣(延岡市北川町川内地名内)	百メートル	用途等区域を区域除く	第二種禁止地域等
	熊田隣(延岡市北川町川内地名内)	延岡市北川町川内(延岡市北川町川内地名内)	百メートル	用途等区域を区域除く	第三種禁止地域等
	延岡市北川町川内(延岡市北川町川内地名内)	和延隣(延岡市北川町川内地名内)	百メートル	用途等区域を区域除く	第二種禁止地域等

改め、同国道三三三六号の項中「北川町大字川内名字曹立地内」を「延岡市北川町川内名字曹立地内」と、「三百メートル」を「百メートル」に改める。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、江田山崎土地改良区(宮崎市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	近 藤 國 幸	宮崎市阿波岐原町鳥居原2190番地2

副理事長	井 野 義 美	宮崎市山崎町四郎房 935番地
会計理事	中 原 常 和	宮崎市阿波岐原町宮神3136番地ハ
理 事	中 原 勇 二	宮崎市阿波岐原町宮神3112番地
理 事	近 藤 邦 浩	宮崎市阿波岐原町鳥居原2094番地
総括監事	中 原 鐵 夫	宮崎市阿波岐原町鳥居原2115番地
監 事	富 永 啓 明	宮崎市山崎町四郎房 880番地

(任期：平成22年12月16日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南郷町土地改良区(南郷町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	沼 村 國 勝	南郷町大字中村乙6441番地

(任期：平成21年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	福 村 新 市	南郷町大字中村乙 480番地 3

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、尾鈴北第1土地改良区(川南町)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し

2 縦覧期間

平成19年2月22日から平成19年3月23日まで

3 縦覧場所

川南町役場及び都農町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、さぎせ原地区県営土地改良事業(宮崎市、畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成19年2月22日から平成19年3月23日まで
- 3 縦覧場所  
宮崎市役所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年2月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画 地区計画  
塩浜地区 地区計画
- 3 縦覧場所  
宮崎県土木部都市計画課  
宮崎県延岡土木事務所

### 内水面漁場管理委員会指示

#### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 110号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成19年2月22日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

（増殖義務）

- 1 平成19年2月22日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。  
（こいの増殖）
- 2 こいについては、指示量相当分を他の漁業権対象魚種に振り替えて増殖を行わなければならない。  
（実績報告の義務）
- 3 漁業権者は、平成20年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。  
（その他）
- 4 当該指示については、別に定める第 5 種共同漁業権に係る増殖指示の取扱方針に基づき適正に行わなければならない。

別 表

漁業権 番 号	河 川 名	漁 業 権 者	魚 種 及 び 数 量 (増 殖 行 為)										こいの指示 量相当分 (尾) (注)	
			あゆ (kg)	ふな (尾)	うなぎ (kg)	やまめ (尾)	にじます (尾)	おいかわ (尾)	うぐい (尾)	もくずがに		わかさぎ (尾)		
										(kg)	(尾)			
内共第1号	北川	代表 北川漁業協同組合	170	600	18	3,200			3,000		15	3,000		4,900
内共第2号	祝子川	祝子川漁業協同組合	195		42.5	2,500	2,500	7,500			15	3,000		1,000
内共第3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	110		25				4,500		10	2,000		1,000
内共第4号	五ヶ瀬川	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	1,385	1,000	100	34,000	12,000	2,500	10,000		50	10,000		16,000
内共第5号	五十鈴川	五十鈴川漁業協同組合	58	500	45	2,250					5	1,000		2,500
内共第6号	塩見川	富島河川漁業協同組合		1,500	15						5	1,000		1,500
内共第7号	耳川	代表 西郷漁業協同組合	155	2,000	215	15,100	3,750	4,000			140	28,000		30,000
内共第8号	石並川	美幸内水面漁業協同組合	15		20	1,000					30	6,000		1,150
内共第9号	名貫川	名貫川淡水漁業協同組合	15		5	500	500				5	1,000		1,000
内共第10号	平田川	平田川淡水漁業協同組合	5	500	10						5	1,000		5,000
内共第11号	小丸川	代表 小丸川漁業協同組合	150	500	135	27,000	2,000				25	5,000		6,000
内共第12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合	226	1,000	200	20,000	10,000	40,000			25	5,000		24,000
内共第13号	石崎川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合		750	20						5	1,000		9,500
内共第14号	大淀川	代表 宮崎内水面漁業協同組合	458	3,250	457	8,800			14,700	産卵床 2箇所	150	30,000		125,250
内共第15号	清武川	代表 木花内水面漁業協同組合	80	500	50						50	10,000		6,000
内共第16号	加江田川	木花内水面漁業協同組合	15	500	10						25	5,000		1,000
内共第17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合	30	500	20	5,000			2,000					13,000
内共第18号	広渡川	日南広渡川漁業協同組合	173	500	50	3,500					300	60,000		15,000
内共第19号	福島川	串間市淡水漁業協同組合	30		40	1,000					10	2,000		3,000
内共第20号	本城川	串間市淡水漁業協同組合	10		10						5	1,000		1,000
内共第21号	御 池	小林高原野尻漁業協同組合	10	500	30		500	1,000					1,000 (300万粒)	3,000
総 計			3,290	14,100	1,517.5	123,850	31,250	79,200	10,000 産卵床 2箇所		875	175,000	1,000 (300万粒)	270,800

放流する魚種の体長・体重

1. あゆ 体重 3～7グラム
2. ふな 体長 5センチメートル以上 (体重5グラム以上)
3. うなぎ 体重 10～15グラム
4. やまめ 体重 5～10グラム
5. にじます 体重 15グラム以上
6. うぐい 体重 5グラム以上
7. おいかわ 体重 2グラム以上
8. もくずがに 体重 20～30グラム (単位: kg)  
又は甲幅4ミリメートル以上 (単位: 尾)
9. わかさぎ 体重 5グラム以上又は発眼卵

(注) こいについては、KHV病まん延防止のため、指示量相当分を他の魚種に振り替えて(当該魚種の単位に換算し)増殖を行う。

## 正 誤

平成18年11月24日付け県公報（第1831号）中

ページ	段	行	誤	正
3	左	24	791-31	2791-31

平成19年2月15日付け県公報（第1854号）中

ページ	段	行	誤	正
1	左	32	主伐は、択伐による。	主伐に係る伐採種は、定めない。